

高齢者虐待防止のための指針

令和5年4月

株式会社 遊楽苑

作成者 蒔苗 裕貴子

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本計画を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。尚、虐待防止計画は「要介護者」「要介護施設従事者等」どちらも含むものとします。

2 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置します。

① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

② 高齢者虐待防止委員会の構成委員(内部委員会年1回以上開催)

- ・ 経営者兼管理者 蒔苗 裕貴子
- ・ 生活相談員兼介護員 蒔苗 晴美
- ・ その他必要に応じ委員を指名します。

③ 高齢者虐待防止委員会の構成委員(外部年2回以上開催)

- ・ 経営者兼管理者 蒔苗 裕貴子
- ・ 生活相談員兼介護員 蒔苗 晴美
- ・ 運営推進会議委員会メンバー

④ 高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、年2回以上開催します。

不適切ケアチェックを年2回全職員に実施し、確認対応することで、虐待を未然に防止できるようにします。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。